

令和6年度 第1回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 令和6年7月17日（水） 午後2時～午後3時15分

● 場 所 江南市役所 本庁舎3階 第3委員会室

● 出席者 出席委員 9名

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 被保険者代表 | 西川よし子 | 原 朋子 | 野呂美鈴 |
| 療養取扱機関代表 | 近藤茂樹 | 小坂井昭二 | |
| 公益代表 | 古田嘉且 | 大竹 誠 | 倉知江理子 |
| 被用者保険等保険者代表 | 西 眞夢香 | | |

欠席委員 4名

| | | |
|----------|------|------|
| 被保険者代表 | 佐藤 昇 | |
| 療養取扱機関代表 | 渡部敬俊 | 内藤龍雄 |
| 公益代表 | 今井敦六 | |

傍聴者数 0名

● 議 事 1 議事録署名者の選出

2 報告事項

- ・被保険者証とマイナンバーカードの一体化について
- ・江南市国民健康保険の状況について

3 その他

■議事

| | |
|-----|--|
| | <p>【1. 議事録署名者の選出】</p> <p>【2. 報告事項】</p> <p>被保険者証とマイナンバーカードの一体化について</p> <p>江南市国民健康保険の状況について</p> |
| 会長 | <p>それでは、報告事項を議題といたします。まず1点目の、被保険者証とマイナンバーカードの一体化について事務局からご説明をおねがいします。</p> |
| 事務局 | <p>(資料に基づき説明)</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。ただいまの説明の内容につきまして、ご質問やご意見がありましたらお伺いしたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>資料の3ページの右側に、「これまで紙の保険証と併せて提示していた高齢受給者証の持参が不要になります」とありますが、それと同じ観点から聞きたいのですが、福祉医療を受給されている方がお持ちの受給者証などもマイナンバーカードを使用すれば、それらも不要になるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>マイナンバーカードは保険証としては使えますが、それとは別に、受給者証をお持ちの方は併せて提示していただく必要があります。</p> |
| 委員 | <p>今後も、福祉医療を受給される方は、紙の受給者証が発行されるという形なのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>国の方針としましては、最終的に受給者証の情報もマイナンバーカードに載せていきたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>そういったお話は、制度変更の準備の段階で、医師会や歯科医師会などにしっかり伝えていただきたい。そうしないと、マイナ保険証を使う段階で混乱が生じると思います。「マイナンバーカードだけ持っていけば良い」と患者さんがそう思うってしまうのでは。それを徹底して、市役所の方から言ってくれないと、窓口は混乱を招きます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>先ほどの説明ではマイナ保険証のメリットばかりを説明されていますが、デメリットが説明されていない。マイナ保険証の場合、月内に4回、5回など複数回受診される時などは毎回マイナ保険証を持っていかないといけない。それが従来の保険証だと月1回見せれば済みます。そういった煩わしさが発生すると思うのですが、マイナ保険証は月に1回で良いなどという運用はしないですね。</p> |
| 事務局 | <p>マイナ保険証は基本的には毎回持っていただく必要がございます。</p> |
| 委員 | <p>そういったことであれば、落としたりして紛失する可能性も高まると思います。しかも、個人情報や医療情報に繋がる機能もあるものということであれば、大変危険なことであると思うわけで、それを落としたことによって情報が漏れるってことはすごいデメリットではないでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>基本的にマイナンバーカードだけでは、そういった情報はわからないものになっています。病院などで医療情報等を見るためには、本人が設定している暗証番号が入力されないと見ることが出来ないものとなっています。</p> |
| 委員 | <p>日本以外の先進国では、医療と個人IDカードを紐づけることを一度やって、失敗したので元に戻しているところもあるくらいで、周りの先進国は個人と医療情報を連携させているようなことはやっていない。マイナンバーカードを作ること自体は良いと思いますが、医療保険証だけは一緒に紐づけるのはどうかと。全国の140の地方自治体が議会で国に対して反対の表明をしていたりしていますし、全国の医療機関でマイナ保険証による受付エラーが9,400件も出ている状況です。マイナ保険証を作るのは簡単ですけど、運用する医療機関側は大変です。これからも色々な問題も出てくるでしょうが、メリットだけじゃなくて、必ず皆さんにデメリットもお話ししてほしいと思います。</p> |
| 会長 | <p>他になにかご意見はございますか。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>委員</p> | <p>マイナ保険証は、マイナンバーカードに保険証としての利用登録したものとありますが、患者さんがマイナンバーカードを持って医療機関に来られて、「私は利用登録してあるか分かりますか」と聞かれた場合はどういった対応になるのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>医療機関さんの方でマイナ保険証のカードリーダーが設置されている場合、カードリーダーには保険証としての利用登録する機能がありますので、その機能を使用して利用登録の有無が判断できるのではないかと思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>ただ単に、患者さんがマイナンバーカードをこちらに見せてきて、判断できるものではないのですね。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>はい、マイナンバーカードの外見からだけでは利用登録の有無を判断はできません。</p> |
| <p>委員</p> | <p>資料の2ページ目、マイナ保険証の使用法のところに書かれている、医療機関の機器の故障などでマイナ保険証による資格確認が出来ないときは、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を合わせて提示するとあります。</p> <p>事務局側からの説明では、資格情報のお知らせを合わせて見せれば大丈夫ですよとおっしゃったんですが、実際、通院先とか薬局で設置しているものが壊れてるかどうかは事前にわからないと思うので、常にこの資格情報のお知らせっていうのは持っておくようにと通知される予定なのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>現在のところ、必ず持ち歩いてくださいというようにお知らせをする予定はございませんが、資格情報のお知らせは、資格情報の内容を持ち運びし易いよう、それこそ財布にも入るような小さいサイズで内容を併記する予定でして、そこを切り取って利用していただければと思っています。</p> <p>あと、こちらの資料では紹介しておりませんが、マイナポータルから自分の資格情報の画面を、予めスマホなどにダウンロードしておいて、その画像をマイナンバーカードと併せて見せる方法でも良いというふうに聞いております。</p> <p>こういったあたりの情報や色々な使い方については、しっかりと示して</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>いきたいと考えています。</p> |
| 委員 | <p>それらを持ってなかった場合、医療機関側はどう対応すればよいのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>持っていない場合でも、何か申出書を書くことによって受診できるという仕組みがあったかとは思いますが。</p> |
| 委員 | <p>それは市役所の方で行うものでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>医療機関側の方で資格申出書を患者さんに書いていただくことで、通常通り保険診療が出来るようにするという内容の通知が、医療機関さん向けにありましたでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>そういえば、結構前にそういったものがあったような気がします。</p> |
| 事務局 | <p>また、そのあたりは整理されて、医師会さんや薬剤師会さんを通じてお話しがあるのかもしれませんが、そういった仕組みもあると聞いております。</p> |
| 委員 | <p>マイナンバーカードの暗証番号を再登録する時には、市役所の窓口にお越しくださいとおっしゃってたと思うのですが、市役所の窓口はいつでも対応していただけるのですか。</p> |
| 事務局 | <p>通常の開庁時間での対応になります。また、再登録の手続きにも窓口で少しのお時間を頂くことになります。そういう点については、市役所の窓口だけでなく、色んな方法でリアルタイムに対応できるのが一番良いと思いますが、そういった仕組みはまだ今のところない状況です。</p> |

| | |
|-----------|---|
| <p>委員</p> | <p>マイナンバーカードというのは現在、全国での発行状況は73.3%です。4人に1人はマイナンバーカードを受けてない。また、医師会歯科医師会側では8%ぐらいマイナ保険証での資格チェックできず紙でチェックしている状況で、カードリーダーを置いてない。それがないところはマイナンバーカードを保険証として使えない。さらにマイナ保険証を持ってても受診の際にマイナンバーカード使っていないと聞いてます。それをどうするかというと、国は医療機関に補助金を出してマイナ保険証を使ってもらよう案内する協力を求めてきてます。だから受付で「マイナンバーカードお持ちじゃないですか。」と聞くことが始まってます。そんなこと患者さんは知らないですよ。あまりにもしゃかりきにマイナンバーカードを国が一生懸命にやりすぎて暴走してるように思います。マイナンバーカードの作成は任意なんです。任意なのに、いつの間にか絶対やらなきゃいけない、12月からマイナンバーカードに切り替わっちゃうっていうなんか表現でやってるから、これは、僕としては問題じゃないのかなと思うんです。医師会の保険医協会の8割のお医者さんがやっぱり反対してます。紐づけのマイナンバーカードやめてくれと。これだけ国民の方が皆さん反対しているのに、国は強引に紐づけて制度をすすめようとしているのが本当に良いのかと思っています。</p> |
| <p>会長</p> | <p>他にになにかご意見はございますか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>マイナ保険証は、薬局とか病院とかすべての場所に入れないと駄目なんですか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>ひとつの大きな病院だと複数の受診科がありますが、科が違えばそれぞれ必要です。</p> |
| <p>委員</p> | <p>1回で済まないわけですね。</p> |
| <p>委員</p> | <p>だから整形に行って、次に眼科に行ったとかだったら、2回使用することになりますから、だから落としたりしたら絶対駄目ですね、再発行も大変で、時間もかかりますよね。1週間ほど受診できなくなってしまうんかね。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 再発行については、もうちょっと時間がかかるかもしれません。 |
| 委員 | それは市役所の責任。 |
| 事務局 | そういう場合はマイナンバーカードがなくても受診ができる仕組みっていうのは構築されてますので、受診を控えていただく必要になる方は出ないかと思います。 |
| 委員 | 小規模な個人病院などは資格確認なしで受診してもいいよと判断しやすいけれど、大きな病院などはそんな対応をしづらいんじゃないでしょうか。負担割合が分からない状況では医療費請求が出来ないものになってしまい、本当は請求したいんだけどそれができないというのは診療をするにあたって、問題ではないか。 |
| 事務局 | そういったことも含めて、国の方は、マイナンバーカードが何らかの状況でお持ちでないってことは当然想定されていますので、先ほど少しお話しさせていただいた申出書を書くことによって、通常通り受診いただけると思います。 |
| 委員 | 実際その申出書を使っているところはあるのでしょうか。 |
| 事務局 | 現在は紙の保険証もありますので、そういった運用に至っていないと思います。 |
| 委員 | 来年の紙の保険証が完全になくなった時点で、そういった運用が本格的に必要なになってくるということですね。 |
| 事務局 | そう思います。今はまだ紙があるのでそういった問題は表には出てきてないかもしれないですが、実際に動き出した後は他にも色々な問題が出てくることもあるかと思います。 |
| 委員 | だからぜひとも皆さんに、来年の7月までは紙の保険証を持参したほうが良いです。何かあったときに、CTとかMRIとかなんかすると、それこと2万円、3万円いっちゃいます。10割負担であれば。 |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>するとやっぱり紙の保険証はあった方がいいのでしょうか、マイナ保険証も便利なのかなと私は思うんですけど。</p> |
| 委員 | <p>厚生労働省の役人の方でこの春まで5、6%しか使ってなかったですよ。自分たちが仕組みを作っておいて使っていないというのは。</p> |
| 会長 | <p>他になにかご意見はございますか。</p> |
| 委員 | <p>メリット・デメリットをいろいろ考えて、私も随分悩んで、まだ最近作ったんですね。それでカードリーダーのところに入れますよね。そうすると、同意する・同意しないっていうのが出てくるんですけど、わからないから全部同意しないを押すんですが、同意するって押すと、情報の共有になるのですか。</p> |
| 委員 | <p>同意するっていうのを押されると、いままでの受診記録、調薬記録というのを医療機関側が情報を読み取れる権利を持つことになるので、それらを見てお話しできることになります。それに同意しないというのであれば、見ることはできません。</p> |
| 委員 | <p>最初使うときに進んでいかないの、どちらかを押さないといけないのかなと思って、はい・いいえを押して、そうしたら、また画面が変わってくるので、そういうのは全部しないかと押しました。</p> |
| 委員 | <p>2つ目の、同意するかしないかのところは健康診断のことですね。</p> |
| 委員 | <p>全然そういうとこ見ないで全部同意しないにしてみました。</p> |
| 委員 | <p>ずっと同意しないっていう形になると、もし医療機関の利用を常にしてる場合でしたら、今まで何を飲んできたかとか、どういう治療をしてきましたかということに、丁寧にお話しされないと、医療機関側はわからないということになりますから、初めて行かれるところとかについては良く考えて押していただいた方が良いかもしれません。</p> |

| | |
|----|---|
| 委員 | 病院、薬局の受け付けの方もまだ不慣れですね。まだ今、マイナ保険証の利用率が7%。100人のうち7人までしか使ってないから、わかってないと思います。 |
| 委員 | うちのところも10%くらいです。 |
| 委員 | やっと迷った挙げ句に作りましたけど、色々考えるとどうしたらいいのかなと。 |
| 委員 | 医療機関の先生でもマイナンバーカード実際作っていないという先生も見えます。 |
| 委員 | 先生はいま持ってらっしゃるんですか。 |
| 委員 | 僕は一応マイナンバーカード持ってますけど。医療の紐づけまではしてません。すいません。だけど、国民の4分の1は作ってないんですから、僕はそんなに普及すると思わないですね。どうなんですかね、市役所の方が一生懸命頑張られると思うんですけど。 |
| 委員 | 私は作りましたけど。 |
| 委員 | いや、作られるのは良いんじゃないですか。ただ、来年の7月に保険証が無くなった時にどうなっているかでしょうけど。それまでに皆さん、マイナンバーカードは作っておいた方が良いかもしれませんね。 |
| 委員 | やっぱり先ほどの話で落として無くしてしまうのは怖いと思うので、使った時にはちゃんと確認しますね。 |
| 委員 | 税金とか交通違反とかそういう情報がみんな入っていく、たぶん刑事罰とかも。個人情報ですから、絶対無くさないほうがいい。それを人に貸して、介護の方々なんかに渡すこと自体が僕はすごい危険なことだと思います。事故があったら大変ですよ。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>そういう時のためだとは思いますが、マイナンバーカードでも、そういった施設入所の方とかもなかなか預ける、施設の人も預かるのが、お互い不安だっているところもあると思いますので、主に保険証利用に限定したマイナンバーカードというものがあると聞いてます。それを使えば、例えばコンビニで住民票を取るとかっていうのは利用できなくなりますけれど、機能を限定したマイナンバーカードもあります。</p> <p>基本的にマイナンバーカードの電子証明書の機能を使う時っていうのは、必ず暗証番号っていうのが必要になってきます。それを入れることによって、この人が同意したよとか、私がこういうサービスを使いたいよ、っていう許可を得たというように認識するための機能なんですね。先ほど話をしたのは、電子証明書の機能がないマイナンバーカードです。ではそれが、どうやって保険証を利用するのかという話なんですけど、マイナ保険証の利用のところで、顔認証のお話をさせていただいたかと思います。マイナンバーカードには電子証明書の機能のほかに、顔のデータが入っています。この顔のデータと、カードリーダーで読み込んだ実際の顔の情報とあわせて本人確認をすることで、病院で受診をしていただくことは可能です。ただ、電子証明書の機能がないマイナンバーカードなので、先ほどお話をさせていただいた医療情報を引っ張ってくるとか、それ以外のことでマイナンバーの電子証明書の機能を使って、コンビニから住民票を出すとかそういった機能は使えなくなってるんですけども、病院の診察だけはできるような「顔認証マイナンバーカード」っていうものはあります。</p> <p>色々な問題点が後から後から出てきてるからなのですが、色々そういった事が新しく出来てきますので、まだこれから出てくること問題点に対しても、その都度、国の方は新たなことで解決をしてくんじゃないかというように考えています。</p> |
| 委員 | 事務局の方も大変かと思いますが、是非ともよろしくお願いします。 |
| 委員 | 僕はマイナンバーカードを保険証代わりにずっと使ってるので、僕は自分でも使ってみて、とても便利だと思っています。何が便利かというと、特に一番感じるのは、確定申告なんかのときに医療費控除とかもすぐ分かったりしますし、会場に行って色々やる必要がないわけで。そういった点において自分で便利だと思ってますから、毎回で手間もかかりますけど、カードリーダーのところを置くところに置いて受診すればいいですから、それで僕は全然苦勞に感じることはないです。ただ、心配なのは実際その |

| | |
|-----|---|
| | <p>さっきの情報漏えいじゃないんですけど、一応感じる場所は確かにあります。</p> <p>今後は仕事の手間を少しでも減らしていかなきゃいけない中で、その中で、マイナンバーカードというのは、ちょっと僕は重要なものなんだろうなと思うんですけど。こういったものが、段々進行していかないと、相変わらず仕事量が変わらないままだし、そういう点も考えると、やはりどうしても必要な部分なんだろうなと感じます。</p> |
| 会長 | <p>他になにかご意見はございますか。</p> |
| | <p>私もマイナンバーカードは持ってるんですけど、紐づけはまだしてない状況です。様子を見ながら、いま色んなトラブルが出ていますので、安心して使えるようになるまでは、紐づけは置いとこうかなと思ってまして、証明書として使うぐらいに思っています。</p> <p>お話を聞いていて、障害のある方達もすべてこういうマイナンバーカードを使いこなせるわけではないものですから、使いこなせない人たちにもマイナンバーカードを使えるようにしていくって、どういう風にしていくんだっていうところはちょっと不思議なんですけど。なのでしばらくの間は、今までのやり方と、マイナンバーカードを便利で使いたいし、使える人は便利な方法を使うという、両方を使っていくことが現実的なのかなあと思ってますけど。</p> <p>そうすると、市役所の業務としては両方やっていかなきゃいけない煩雑な業務になるので、大変だとは思いますが、一人一人が使える方法で、より良い方法っていうところに落ち着いてくるといいなというふうに思ってます。</p> |
| 委員 | <p>追加で聞いてよろしいでしょうか。資格確認書ですと、最初話が出だした頃は、いつまでと言われたようなところはなかったと思うのですが、いまもそういう話はないのですか。</p> |
| 事務局 | <p>無期限というわけではなく、「当面の間」ということで言われていますので、いつまでというのは、特にはまだ示されてはいないです。</p> |
| 委員 | <p>ひとつ思うのは、国保の場合は75歳未満ですけど、まあ70歳を過ぎて認知症が出られる方も見えると思いますが、これって後期高齢者の保険も全部一緒ですよ。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | そうですね。 |
| 委員 | <p>例えば75歳を過ぎて、実際、うちの母の世代の方たちには、マイナンバーカードを取らせるのはちょっとしんどいだろうなど、色々思っているのですが。そうすると、なかなか難しいと思うんですが、そういう場合に、家族が付き添ってもなかなかそれでもやっぱり難しい。だから、資格確認書がずっと必要なんじゃないかなという気がしています。だから、それを無くすことはちょっとどうなのかなという風に思います。それに対して積極的に紐付けましょうってことは多分言わないでしょうし。そういうようなこと思っていますが、その辺については、例えば推進していく立場の皆さんは、どう思っていますか。</p> |
| 事務局 | <p>資格確認書は、国の方で当面の間って言ってますので、今のところは、すぐ無くなるということは、おそらく無いのではと思ってますけれども、今後、本格運用が始まっていく中で、色々なトラブルがあった場合に、やはり資格確認書がないと、そのトラブルが解消できないということであれば、期間も伸びていくとは思いますが。このあたり、国としては進めていきたいという思いが強いと思いますので、一旦はこの形で進んでいくのかなと思っています。</p> |
| 委員 | <p>いずれは、総マイナンバーカード制というか、そういうことになるんでしょうけど。でも独り暮らしの方とか、高齢者の方なんかは無理だと思うのですが。</p> |
| 事務局 | <p>資格確認書というそういう考え方が出てないときは、本当にどうなるのかと思ってましたけれど、従来の紙の保険証と同じようなものが、しばらくの間出るってことなので、一旦は状況を確認しながら、それがいつまでってということが決まっていくのかなと。もし、解決ができないような状況であれば、資格確認書がなくなるのはもっと先になるのかと思います。その点は市役所自体で決めることができるところではないので、こちらとしては、国からの通知を見て、やっていきたいと思っています。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | マイナンバーカード、江南市の紐づけ率というのはどのくらいなんですか。 |
| 事務局 | 江南市の国保に限りますが、60%強くらいです。 |
| 委員 | マイナンバーカードを持っているといわれる4分の3のうちの60%強ですか。 |
| 事務局 | マイナンバーカードをお持ちでない方も含めて、マイナンバーカードを保険証として使える方は、63.7%です。ただ、先ほど他の委員も発言されていましたが、持っているだけで使う人は本当に少ない、まだ紙の保険証があるからということだとは思いますが、実際にそれを利用してる人がどれだけいるかっていうのは、かなり少ないのではと思っています。 |
| 会長 | それでは、他にご意見もないようでございますので、続きまして2点目の、江南市国民健康保険の状況について、事務局からご説明をお願いします。 |
| 事務局 | (資料に基づき説明) |
| 会長 | ありがとうございました。ただいまの説明の内容について、ご質問などございますでしょうか。 |
| 委員 | 2ページの滞納繰越金なんですけど、市役所のご尽力で、かなり減ってきていますね。これは令和8年度に0にするんですか。 |
| 事務局 | これまでの協議会のなかでお話ししております、0を目標にする数値とは違うものになりますけれど、市の方では、この滞納繰越金は引き続き少なくなるように努めて参ります。 |
| 委員 | 元々、5年経っちゃったらもう追求しないというものですよね。 |
| 事務局 | 時効は5年なんですけれど、5年経てば必ず時効になるわけではなく、時効が延長する場合とかありますので、中にはまだすごく古い、平成の初期とかそういったところの滞納がまだある方もみえます。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 5年時効じゃないんですね。 |
| 事務局 | 何もしないと5年で時効ですけど、こちらの方で、例えば差し押さえをすとかそういったことをすると、時効がまた延長になります。5年経てば自動的に時効になるというわけではないです。 |
| 委員 | 特定健診のところなんですけれども、3ページの受診状況等を見ると、令和4年と令和5年っていうのは、そんなに大きい変化は見られないかなと思うんですが、4ページの9番、重複頻回受診者の訪問指導の実施状況や、10番の糖尿病の重症化予防の実施状況の参加率と、受診率を見ると、4年度と5年度ではかなり差が出てるんですけど、これは勧奨方法とか、何か変化があってこれだけの数字の差が出たのか、理由がわかれば教えてください。 |
| 事務局 | 特に実施方法などは変わっていないんですけども、現実これだけ差があるなというところも私も感じています。ただ、実際に対象者自体がそもそも少ないので、ちょっとの数字の変化でばらつきというの、出てしまうところなのかなと思っています。あとは、なかなか電話を差し上げたりするんですけども、訪問指導を受けてみませんかとか、そういったことについて、特に方法とかは変えていませんので、たまたまこういった値になってるということで、原因は掴めていないところです。 |
| 委員 | 同じ保険者としてお話しすると、対象となる人が少ないのは一緒です。そのなかで、毎年カウントされている方はいらっしゃるんですかね。 |
| 事務局 | 正直、対象者というのをかぶってくるところもあると思うんですけど、そういった方々は、今年度はいいわというふうになってしまう点も確かにあるとおもいます。なので、アプローチの仕方っていうのは、今後検討していかなければと考えています。 |
| 会長 | 2ページのところで、収納率が令和4年度から5年度にかけてかなり上がっているんですが、なにか対策は取られたんでしょうか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>数年ほど前から窓口で、口座振替を積極的にお勧めしてるところはありますが、それは令和5年度に始めたわけではないので、この令和4年度と5年度で何か大きく変えたところはないのですが、税率改定が令和4年度にはありましたので、そこで保険税がちょっと上がったよってという方々は多いと思うので、それによる減少が令和4年度にはあったのではないかと想定します。その反動で逆に令和5年度は良く見えてるのかなとも思います。</p> <p>ただ、いずれにしてもこの数字は確かに上がっておりますけれど、決していい数字だとは思っておりませんので、引き続き、上昇するように努めてまいります。</p> |
| 委員 | <p>収納率が94.5%ということは、残りの5.5%が滞納繰越になるんですね。その金額はだいたいどのぐらいになるんですか。</p> |
| 事務局 | <p>令和5年度で申し上げますと、9,000万円ぐらいになります。</p> |
| | <p>【3.その他】</p> |
| 会長 | <p>皆さん、他はよろしいでしょうか。それでは最後に、次第の3「その他」について。事務局からなにかございますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>今回、その他について事務局から何かお話しする案件は特にございません。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。長時間にわたり貴重なご意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p> |